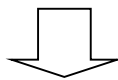


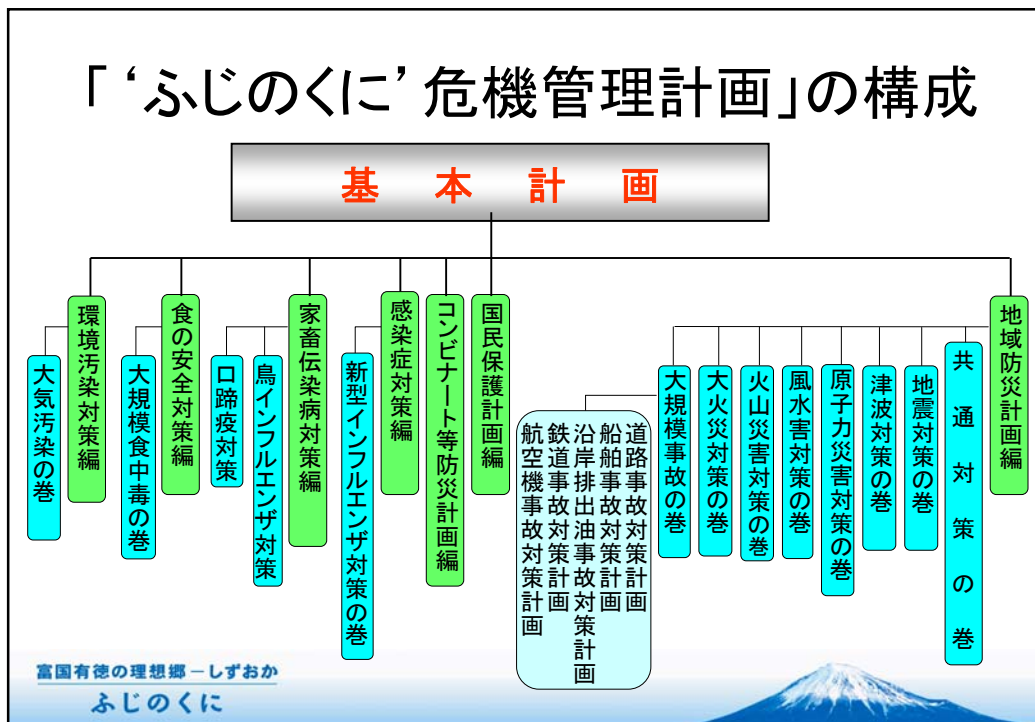
策定の目的

富国有徳の理想郷‘ふじのくに’を実現するためには、その基盤となる県民の生命、身体、財産を守ることが重要



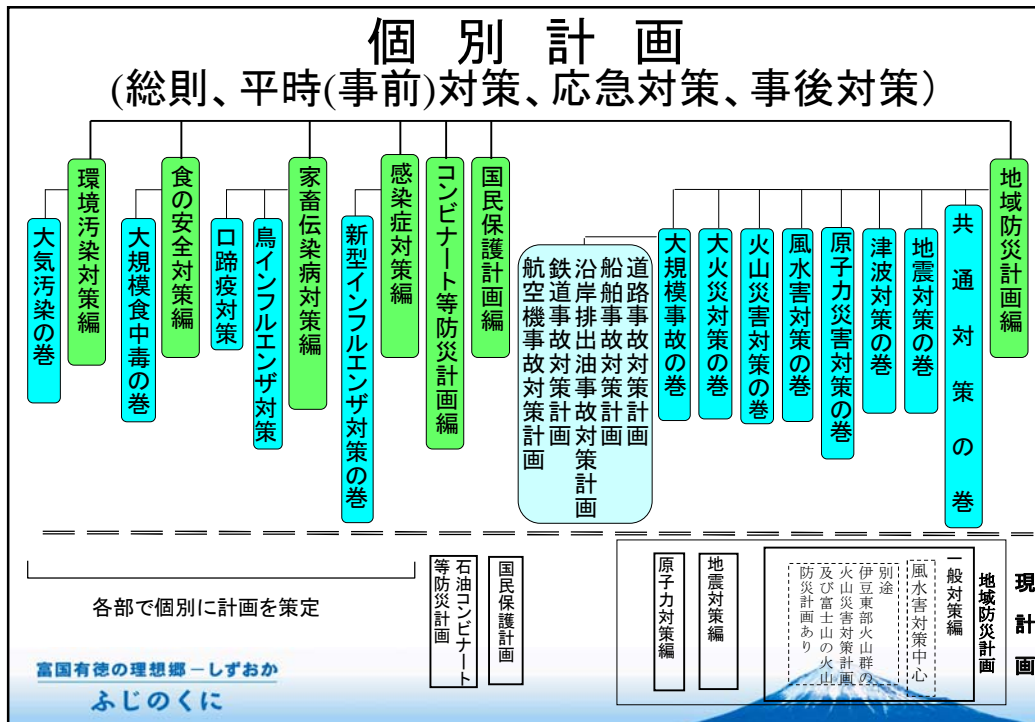
様々な危機事案に対して、事態対処の **基本となる** 平時からの「**危機管理システム**」や応急対策時の「**意思決定システム**」などを統一化し、全庁あげて迅速に対応できる体制を確保

「ふじのくに」危機管理計画の構成



『基本計画』

- ‘ふじのくに’ 危機管理計画の冒頭に、危機事案への対応に関する大原則を定めた『基本計画』を記載
- 『基本計画』には、事前対策を含めた危機事案に共通する規範となる対応事項や、応急対策要員の心構え、留意すべき事項などを記載し、様々な危機事案に対して基本的な対応が的確に実行できるよう内容を構成
- 危機事案ごとの対応計画を『基本計画』に基づく個別計画に位置付け、具体的な対応事項を定める。



本計画の特徴

I 事前(平時)対策の推進

- 平時からの予防対策等が危機事案発生時の被害軽減に結びつくことから、危機事案ごとに平時の対策を明記
- 「減災」の視点から被害軽減・予防対策を推進
住宅等の耐震化、家具の固定、食料・飲料水の備蓄、予防接種等の対策を実施

【危機事案ごとの具体例】

- 地震: 住宅の耐震化、家具の固定、飲料水等の備蓄、訓練の実施など
- 津波: 防潮堤・水門等の設置、津波避難ビルの指定、避難訓練など
- 原子力災害: 屋内退避用コンクリート建物の把握、防護資機材の整備など

富国・有徳の理想郷 - しずおか
ふじのくに

Ⅱ 情報の見える化・共有化

- 危機事案が発生した場合に備え、応急対策に必要なとなる資源をデータベース化し、それをGIS(電子地図)等に表示することで「見える化」
- 平時には静的データとして関係機関で共有化し、通常業務や計画作成などに活用
- 発災時には動的データとして、施設の状況や現場の写真などを表示し、迅速かつ円滑な応急対策に役立てる

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに



【データベース化】

危機事案	データベース(例)
地震	道路、ヘリポート、救護所、避難所、給水施設…
津波	水門・陸こう、津波避難ビル、避難路、避難所…
原子力災害	屋内退避用コンクリート建物、周辺地域の特定施設、非常用発電車…
大規模食中毒	検査用資機材、治療薬備蓄状況、専門人材…
.....

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに

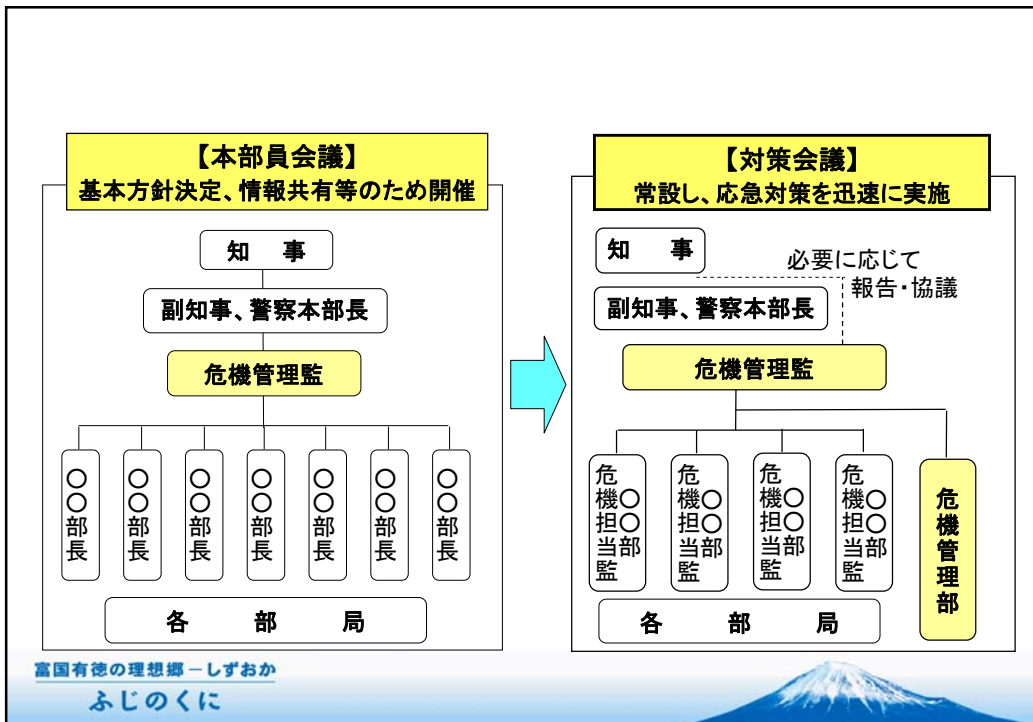


【GIS(電子地図)表示】



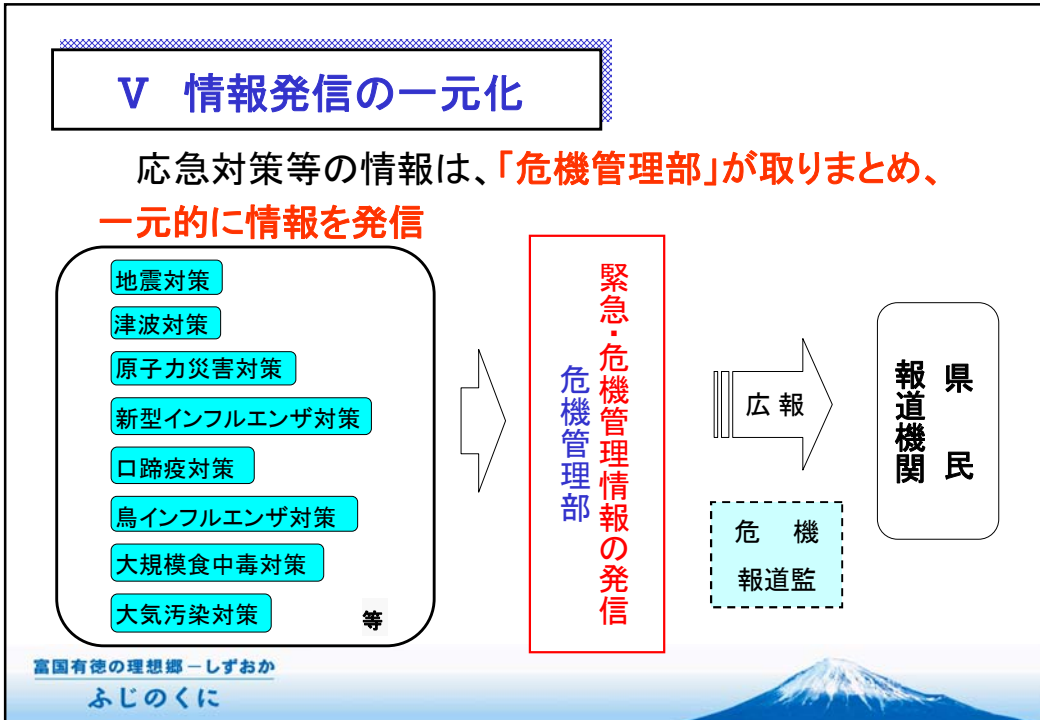
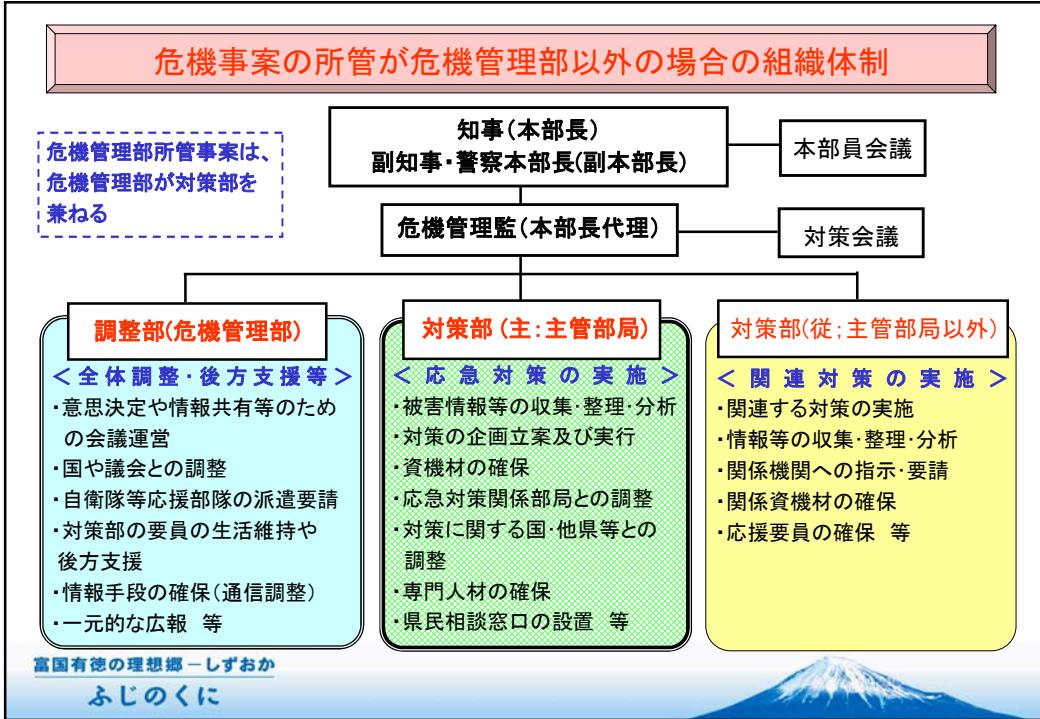
Ⅲ 意思決定システムの統一化

- 対策本部が設置された場合、「**本部員会議**」で基本対処方針の決定や各部局で取り組むべき業務を確認
- 具体的な応急対策を「**対策会議**」で協議
- 対策会議のメンバーを危機事案ごとに明記し、迅速な初動対応を確保



IV 組織体制(役割分担)の明確化

- 危機事案を所管する部局が「対策部」を設置し、応急対策を実施
- 危機管理部(「調整部」)は、「対策部」の応急対策が円滑に実施できるよう、自衛隊等の応援部隊の派遣要請、庁内の意思決定や情報共有等のための会議の開催、情報の一元的発信などを担当



<その他の修正事項>

VI-1 時間軸による各機関の対応事項

時間軸に基づく対処事項の把握（例）

◆地域防災計画 大規模事故対策の巻「Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画」

区分	平 時	発災～排出油回収	復旧・復興
県	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアル整備 情報共有・連携体制強化 資機材の整備と訓練実施 広域応援体制の整備 沿岸地形、利用状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部の設置 情報収集、整理、分析 自衛隊等への支援要請 医療機関等への協力要請 二次災害発生防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧計画の策定 健康相談、心のケア 汚染魚介類の流通防止 海洋環境等への影響調査 風評被害防止対策
沿岸市町	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアル整備 情報共有・連携体制強化 資機材の整備と訓練実施 沿岸地形、利用状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> 市町災害対策本部の設置 沿岸等での排出油等状況調査 沿岸住民への情報提供 海保等の要請に基づく防除措置 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復旧計画の策定 健康相談、心のケア 被災地域の環境保全対策 風評被害防止対策
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 各種計画、マニュアル整備 資機材の整備と訓練実施 船舶の安全航行環境整備 海上交通情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動 油等防除活動への指導、調整 静岡県沿岸排出油防除協議会 総合調整本部の運営（海保） 	<ul style="list-style-type: none"> 計画、マニュアルの見直し

富国徳の理想郷—しずおか

ふじのくに



◆地域防災計画 火山災害対策の巻「Ⅰ 伊豆東部火山群の火山災害対策計画」

区分	平 時	噴火予警報発表時	発災～	復旧・復興
県	<ul style="list-style-type: none"> 噴火影響範囲の想定 県民等への火山防災知識の普及啓発 火山防災訓練の実施 火山現象の観測協力 	<ul style="list-style-type: none"> 事前配備又は警戒体制 噴火予警報等の市町等関係機関への通報・伝達 道路の通行規制状況 公共交通機関の運行状況 	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部の設置 被害情報等の把握 災害救助法の適用申請 自衛隊等の派遣要請 市町応援要請への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 県有施設等の復旧 産業活動の再建 風評被害の軽減 健康相談、心のケア 計画、マニュアル見直し
伊豆市	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット、講演会等による火山防災対策の住民への普及啓発 避難計画の策定 火山防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集又は警戒体制 噴火予警報等の住民・一時滞在者への周知 避難勧告又は避難指示 警戒区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 市町災害対策本部設置 被害情報等の収集 救出救助活動 避難所の開設、運営 県への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市町所有施設等の復旧 産業活動の復旧 風評被害の軽減 健康相談、心のケア 計画、マニュアル見直し
周辺市町	<ul style="list-style-type: none"> 火山防災対策の住民への普及啓発 火山防災訓練の実施 避難者の受入体制 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集又は警戒体制 噴火予警報等の住民・一時滞在者への周知 避難者受入れ等応援準備 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集又は警戒体制 避難者の受入れ等応援 	<ul style="list-style-type: none"> 降灰の除去等
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時体制の整備 情報収集体制の整備 火山防災訓練の実施 道路啓開体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集又は警戒体制 噴火予警報等の収集 道路の通行規制 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 被害状況の把握と県等への報告 道路の啓開 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の復旧 計画、マニュアル見直し 降灰の除去

富国徳の理想郷—しずおか

ふじのくに



VI-2 図・表による分かりやすい表現

これまでの文章だけの表現から図表を使った分かりやすい表現への変更

【従来の記載例】

第6章 災害の拡大防止活動

計画作成の主旨

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、県、市町、自主防災組織並びに県民が実施すべき事項を示す。

計画の内容

56-1 消防活動

1 消防活動の基本方針

- 地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。
- (1) 県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。
 - (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
 - (3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

2 消防署及び消防団の活動

- (1) 火災発生状況等の把握
消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
- (3) 消防活動の留意事項

- 消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。
- ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
 - イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
 - ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
 - エ 救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
 - オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに

【変更後の記載例】

第6節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、県、市町、自主防災組織並びに県民が実施すべき事項を示す。

56-1 消防活動

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	(1) 県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3) 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市町消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。	
実施主体	内 容	
消防本部 消防団	火災発生状況等の把握	消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに